

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

渡島森林管理署長 久保 武典 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥

---

ただし 第 号物件

燃料類単価契約（ 地区） の代金

（見積内訳書のとおり）

上記のとおり、公示、見積心得記載事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

# 見 積 内 訳 書

第 1 号物件 燃料類単価契約 (八雲地区)

品 名	予定数量	単位	単 価	金 額	備 考
揮発油 (ハイオク)	100	ℓ			
揮発油 (レギュラー)	7,000	ℓ			
灯 油 (白灯油)	3,000	ℓ			配達を含む
見 積 金 額					

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※予定数量は見込みであり、最低は発注数を保証するものではない。

# 見 積 内 訳 書

第2号物件 燃料類単価契約 (森地区)

品 名	予定数量	単位	単 価	金 額	備 考
揮発油 (レギュラー)	2,500	ℓ			
灯 油 (白灯油)	800	ℓ			配達を含む
見 積 金 額					

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※予定数量は見込みであり、最低は発注数を保証するものではない。

# 見 積 内 訳 書

第3号物件 燃料類単価契約 (北檜山地区)

品 名	予定数量	単位	単 価	金 額	備 考
揮発油 (レギュラー)	2,500	ℓ			
灯 油 (白灯油)	800	ℓ			配達を含む
見 積 金 額					

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※予定数量は見込みであり、最低は発注数を保証するものではない。

# 見 積 内 訳 書

第4号物件 燃料類単価契約 (今金地区)

品 名	予定数量	単位	単 価	金 額	備 考
揮発油 (レギュラー)	2,000	ℓ			
灯 油 (白灯油)	800	ℓ			配達を含む
見 積 金 額					

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※予定数量は見込みであり、最低は発注数を保証するものではない。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 見積年月日 令和 年 月 日
- 件 名 第 号物件  
燃料類単価契約（ 地区）
- 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

渡島森林管理署長 久保 武典 殿

# 請 書 (案)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

渡島森林管理署長 久保 武典 殿

住所

名称

氏名

- 1 物 件 名 燃料類単価契約 ( \_\_\_\_\_ 地区)
- 2 仕様・規格 仕様書のとおり
- 3 数 量 仕様書のとおり
- 4 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 6 納入期限 仕様書のとおり
- 6 納入場所 仕様書のとおり
- 7 検査場所 納入場所に同じ
- 8 契約保証金 免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

## 条 項

第1条 頭書の仕様・規格に基づき納入期限までに納入いたします。

- 2 仕様・規格に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。ただし、軽微なものについては、貴官の解釈及び指示に従います。

第2条 頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び納入見込月日を明らかにした書面（電子書面を含む。）をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、前条に定める承認にかかわらず延滞金として、納入期限の翌日から納入完了までの日数に対し、一日につき未納部分に対する契約金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、免除願います。

第4条 物品を納入する場合は、その旨を貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第5条 前条に定める検査の結果、数量、仕様及び規格等に適合しない場合は、直ちに引き換え、又は改造いたします。

第6条 検査に合格し、引渡し完了しても、1か年間以内に当該物品に契約不適合のあることが発見された場合は、その契約不適合を補修し、又は損害を賠償いたします。

第7条 物品の引渡しを完了し、検査に合格した日に、当該物品の所有権を、貴官に移転いたします。

第8条 検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から30日以内にお支払いください。

第9条 この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) 天災その他当方の責に帰することができない理由により、当方が契約の解除を申し出たとき。
- (2) この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な理由なく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 当方又は当方の使用人に不正の行為があったとき。
- (4) 当方又は当方の使用人が第4条に定める検査を妨げたとき。
- (5) 破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 当方が契約の解除を申し出たとき。

第10条 前条第2号から第6号までに掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付いたします。同条第1号に定

める理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 12 条 当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 暴力的な要求行為があったとき。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。
- (5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第 13 条 当方は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 2 当方は、前 2 条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約いたします。

第 14 条 当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除いたします。

2 当方が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除されても、不服を申しません。

第 15 条 第 11 条、第 12 条及び前条第 2 項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

2 第 11 条、第 12 条及び前条第 2 項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第 16 条 当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うことといたします。

第 17 条 当方は、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

2 当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあつては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留することに異存はありません。

3 前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。

4 当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官

に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存ありません。

第 18 条 この契約によって当方が納付する遅滞金、違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し、又は別に徴収されても異存ありません。

# 仕 様 書

## 1 総則

渡島森林管理署が注文する燃料類等の納入にあたり甲と乙は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。なお、本契約は燃料の単価を下記の6により市場価格に応じて毎月変動させる「市場価格連動型単価契約」により行うものとする。

## 2 予定数量及び納入場所 別紙のとおり。

## 3 給油カードの発行

乙は甲に対し、店頭での給油用として、以下の要件を満たす磁気カード又は電子カード（以下、「給油カード」という。）を発行すること。

- (1) 直営店のほか、代行給油所で利用できること。
- (2) 入会金及び年会費等の発行及び利用に係る費用が不要であること。
- (3) クレジット機能を有しないこと。
- (4) 発行枚数及び対象車両については別紙のとおり。

## 4 給油の方法等

- (1) 甲は店頭で給油を依頼する場合は、給油カードを用いて発注するものとし、乙は、給油完了後、甲に対し給油伝票（納品書）を発行すること。
- (2) 代行給油所における給油単価は、本契約の契約単価によるものとし、手数料等の費用が必要な場合は、乙がこれを負担すること。

## 5 毎月の精算

乙は、毎月末に当該月の使用量を取りまとめ、その代金を翌月15日までに甲へ請求すること。なお、請求金額は品名毎の当該月の合計使用量にそれぞれの月毎の採用単価〔消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税等額」という。）含む〕を乗じた金額を合計した後、小数点以下を切り捨てて算出するものとする。

## 6 採用単価

給油する各月の採用単価については、市場価格に応じて変動するものとし、次のとおり算出の上決定する。

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁が発表する「給油所小売価格調査」の北海道局単価（以下、「公表単価」という。）の令和8年3月2日調査、3月4日公表価格（消費税等額含む）から落札価格（消費税等額含む）を差し引いた額を「公表単価との差額（以下「差額」という。）として決定し、契約期間中はその「差額」を固定する。
- (2) 乙は、別添の採用単価計算書により、当月分の調査・公表単価を平均した、平均公表単価を算出し、(1)により確定した「差額」を差し引いた（または上乘せした）価格を当月の採用単価として算出する。なお、単価に小数点第3位以下の端数がある場合は小数点第3位を切り捨てること。
- (3) 乙は、当月の請求書に(2)により作成した採用単価計算書を添付して、翌月15日までに甲へ提出するものとする。

別 紙

契約名:燃料類単価契約(八雲地区)

1. 品名・予定数量・単価・納入場所等

品 名	予定数量	単位	単 価	金 額	納入場所	備 考
揮発油 (ハイオク)	100	ℓ			乙の給油所及び 乙の指定する代 行給油所	
揮発油 (レギュラー)	7,000	ℓ			乙の給油所及び 乙の指定する代 行給油所	
灯 油 (白灯油)	3,000	ℓ			渡島森林管理署	配達を含む
予定総契約金額						

※消費税及び地方消費税を含む。

※予定数量は見込みであり、最低は発注数を保証するものではない。

2. 一般事項

(1) 発注は乙が甲に交付する給油チケット・給油カード等によるものとする。

(2) 納入期限は、甲が指定しない場合、発注した日から3営業日以内とする。

(3) 揮発油については、フルサービスとする。

別 紙

契約名:燃料類単価契約(森地区)

1. 品名・予定数量・単価・納入場所等

品 名	予定数量	単位	単 価	金 額	納入場所	備 考
揮発油 (レギュラー)	2,500	ℓ			乙の給油所及び 乙の指定する代 行給油所	
灯 油 (白灯油)	800	ℓ			駒ヶ岳森林事務所	配達を含む
予定総契約金額						

※消費税及び地方消費税を含む。

※予定数量は見込みであり、最低は発注数を保証するものではない。

2. 一般事項

(1) 発注は乙が甲に交付する給油チケット・給油カード等によるものとする。

(2) 納入期限は、甲が指定しない場合、発注した日から3営業日以内とする。

(3) 揮発油については、フルサービスとする。

別 紙

契約名:燃料類単価契約(北檜山地区)

1. 品名・予定数量・単価・納入場所等

品 名	予定数量	単位	単 価	金 額	納入場所	備 考
揮発油 (レギュラー)	2,500	ℓ			乙の給油所及び 乙の指定する代 行給油所	
灯 油 (白灯油)	800	ℓ			東瀬棚森林事務所	配達を含む
予定総契約金額						

※消費税及び地方消費税を含む。

※予定数量は見込みであり、最低は発注数を保証するものではない。

2. 一般事項

(1) 発注は乙が甲に交付する給油チケット・給油カード等によるものとする。

(2) 納入期限は、甲が指定しない場合、発注した日から3営業日以内とする。

(3) 揮発油については、フルサービスとする。

別 紙

契約名:燃料類単価契約(今金地区)

1. 品名・予定数量・単価・納入場所等

品 名	予定数量	単位	単 価	金 額	納入場所	備 考
揮発油 (レギュラー)	2,000	ℓ			乙の給油所及び 乙の指定する代 行給油所	
灯 油 (白灯油)	800	ℓ			今金森林事務所	配達を含む
予定総契約金額						

※消費税及び地方消費税を含む。

※予定数量は見込みであり、最低は発注数を保証するものではない。

2. 一般事項

(1) 発注は乙が甲に交付する給油チケット・給油カード等によるものとする。

(2) 納入期限は、甲が指定しない場合、発注した日から3営業日以内とする。

(3) 揮発油については、フルサービスとする。

別添

# 令和〇年〇月 採用単価

(単位：円)

種 類	当月採用単価(1ℓ当たり税込単価)
レギュラー	
ハイオク	
灯油(配達)	

## 1. 公表単価の平均(税込)

(単位：円)

種 類	当月分の調査・公表単価						
	第1回目 調査日 〇年〇月 ①	第2回目 調査日 〇年〇月 ②	第3回目 調査日 〇年〇月 ③	第4回目 調査日 〇年〇月 ④	第5回目 調査日 〇年〇月 ⑤	計 ⑥ =①+②+③+④+⑤	平均 ⑦
	レギュラー						
ハイオク							
灯油(配達)							

※平均単価は少数点第2位未満切り捨てとする。

## 2. 灯油配達単価(18リットル単価を1リットル当たり単価に換算)(税込)

(単位：円)

区 分	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	第5回目	平均
18ℓ当たり (1)						
1ℓ当たり (2)=(1)÷18						

※1ℓ当たり単価は少数点第2位未満切り捨てとする。

## 3. 当月採用単価算定(税込)

(単位：円)

種 類	契約単価 (A)	単価算出基準 日公表単価 (B)	差額 (C) =(B)-(A)	当月分の調査・ 公表単価の平均 (D) =⑦	算定単価 (E) =(D)-(C)
レギュラー					
ハイオク					
灯油(配達)					

※計算過程及び算定単価に端数がある場合は、少数点第2位未満切り捨てとする。